

令和4年3月第1回八街市議会定例会会議録（第1号）

1. 開議 令和4年2月15日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 栗 林 澄 恵  
3番 木 内 文 雄  
4番 新 見 準  
5番 小 川 喜 敬  
6番 山 田 雅 士  
8番 角 麻 子  
9番 小 菅 耕 二  
10番 木 村 利 晴  
11番 石 井 孝 昭  
12番 桜 田 秀 雄  
13番 林 修 三  
14番 山 口 孝 弘  
15番 小 高 良 則  
17番 京 増 藤 江  
18番 丸 山 わき子  
20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展  
7番 小 澤 孝 延  
16番 加 藤 弘  
19番 林 政 男

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一
建 設 部	長	市 川 明 男

会 計 管 理 者 鈴 木 正 義  
財 政 課 長 和 田 暢 祥  
水 道 課 長 古 西 弘 一

・連絡員

総務部参事(事)総務課長 片岡和久  
秘書広報課長 田中和彦

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長 加曾利 佳 信  
教 育 次 長 関 貴美代

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 梅 澤 孝 行

○監査委員会

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長 柿 沼 典 夫

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長 日野原 広 志  
副 主 幹 須賀澤 勲  
主 査 渋谷 佳 子  
主 査 嘉 瀬 順 子  
主 任 主 事 今 関 雅

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第1号)

令和4年2月15日(火)午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

諮問第1号から諮問第2号

議案第1号、議案第3号から議案第20号

提案理由の説明

議案第2号

提案理由の説明

諮問第1号から諮問第2号

議案第1号

質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決

日程第4 議案第19号

質疑、委員会付託省略、討論、採決

日程第5 予算審査特別委員会の設置及び付託

日程第6 休会の件

## ○議長（鈴木広美君）

おはようございます。本日、令和4年3月第1回八街市議会定例会はここに開会される運びとなりました。

この定例会は、諮問2件、議案20件が提出されることになっております。慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたすとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

ただいまから令和4年3月第1回八街市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名です。議員定数の半数以上に達しておりますので、この定例会は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、監査委員から、12月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている報告3件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第104条の規定により議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

次に、本日の欠席の届出が林政男議員、加藤弘議員、小澤孝延議員、小向繁展議員からありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定に基づき、新見準議員、木内文雄議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

この件については議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

## ○山口孝弘君

令和4年3月定例会の会期等を協議するため、去る2月7日及び本日2月15日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

3月定例会に上程される案件は諮問2件、議案20件であります。

次に、一般質問の通告は、代表6人、うち1人が文書質問で、個人4人から、その全て文書質問でありました。

以上の案件を審議するため、3月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から3月17日までの31日間と協議決定いたしました。

3月定例会は、新年度予算を協議する重要な定例会でもありますので、この会期等にご賛同

を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長報告といたします。

○議長（鈴木広美君）

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、この定例会の会期は本日から3月17日までの31日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。会期は31日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程を行います。

諮問第1号から諮問第2号、議案第1号及び議案第3号から議案第20号を一括議題といたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日ここに、令和4年3月第1回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会に提出させていただきました議案の説明に入ります前に、令和4年度市政運営と予算編成の基本的な考え方について、ご説明させていただきます。

昨年、一旦は落ち着いたと思われた新型コロナウイルス感染症ですが、新たな変異株であるオミクロン株の出現により、年明けから感染者が急拡大し、その影響は全国に及び、感染者数が急激に増加しております。

令和4年2月10日、政府は、13都県に適用しているまん延防止等重点措置を2月13日から3月6日までの3週間延長すると発表いたしました。

本市におきましても、「県における基本的な考え方」に基づき、市民の皆様には、これまで休業要請など社会経済活動の自粛や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛、マスクの着用や手洗いの実施、21時以降、飲食店の利用自粛など感染防止対策にご協力をいただいておりますこと、心より感謝申し上げます。今後も予断を許さない状況に変わりはありませんので、引き続き感染拡大の防止対策にさらなるご協力をお願い申し上げます。

また、新型コロナワクチンの追加接種につきましては、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、現在、医療従事者の方、高齢者施設の入居者及び従事している方の追加接種を進めており、2月6日から高齢者の方への先行接種を開始したところでございます。

今後も3回目のワクチン接種を着実に進めていくため、八街市医師会、歯科医師会の皆様のご協力をいただきながら、これまでの経験を活かして、スピード感を持って円滑なワクチン接種に取り組んでまいります。

併せて、無料PCR検査につきましては、現在、市内3か所の薬局等で感染リスクが高い環境にある等のため、感染不安を感じる無症状の方に対して実施しております。PCR検査は日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるための有効な手段となりますので、感染の不安を抱える市民の皆様にも、積極的にご利用いただきたいと思っております。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、国内の地域経済、産業は、深刻な打撃を受けております。市長として、市民の皆様が安全・安心に暮らせるようにすることが使命と考えておりますので、今後も、国、県と連携して、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策と地域経済活動の両立に、全力を尽くしてまいります。

最後に、令和4年1月19日、本市の農場で発生した「高病原性鳥インフルエンザ」につきましては、千葉県による殺処分及び消毒作業などの防疫措置が1月24日に完了し、本日2月15日0時に、県による移動制限が解除いたしましたことをご報告いたします。

本市では、市の最上位計画である「八街市総合計画2015」を街づくりの指針として定め、様々な施策を総合的、計画的に取り組んでおります。2020年を初年度とする後期基本計画に基づき、昨年は、児童館の開館、老人福祉センターのリニューアルオープン、八街バイパスの全線開通、八街市結婚新生活支援事業、小中学校の屋内運動場のトイレ洋式化整備等を実施いたしました。

また、年間を通じた新型コロナウイルス感染症対策や飲酒運転を起因とした通学路での児童の死傷事故を受け、通学路の安全対策、飲酒運転の根絶への取組を進めてまいりました。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策、通学路の安全対策、子育て支援の充実を重点的に進めるとともに、防災拠点となる庁舎をはじめ、公立保育園、幼稚園の照明器具をLED化するSDGsの推進、将来の街づくりに資する佐倉インターチェンジに接続する道路整備や住野交差点の改良など、様々な取組を積極的に進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、テレワークを導入する企業等が増えており、働き手の移住先や企業の移転先として地方が見直されています。これら環境の変化を的確に捉え、東京への通勤圏内にあり、成田空港や酒々井プレミアムアウトレットモールへの良好なアクセスに加え、農業を基幹産業とする、自然豊かな、恵まれた立地条件を活かし、子育て世代をターゲットとした若い世代の移住・定住先として、新たな八街市の魅力を発信し、地方創生を加速化させてまいります。

今後も総合計画に掲げる8つの政策目標を基に、将来都市像である「ひと・まち・みどりが輝く ヒューマンフィールドやちまた」の実現のため、計画的に街づくりを推進してまいります。

次に、令和4年度の予算編成にあたっての基本的な考え方を申し上げます。本市の令和2年度における財政調整基金残高は約16億5千万円で、前年度と比較し約6億円減、地方債残高は約181億1千万円で、前年度と比較し約7千万円の増となりました。また、経常収支比率については95.6パーセントで、3年連続で95パーセントを超え、財政構造の硬直化が進んでいます。

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市税の減少が見込まれるなど、歳入面において厳しい状況が続く一方で、歳出面においては、感染症拡大防止に資する事業費はもとより、高齢化の進展により社会保障関係費や公共施設の老朽化対策、交通安全対策、デジタル変革への加速、地方創生への推進、防災・減災対策などが拡大しております。

令和4年度予算につきましても、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、経済の先行きは不透明であり、また、新たな行政需要として、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業費や北総中央用土地改良事業の償還費など、昨年同様の厳しい状況が予想されておりますが、八街市総合計画2015に掲げる将来都市像の実現に向け、各施策を着実に推進するとともに、将来にわたり持続可能な財政運営を行っていくために、これまで以上に慎重な事務事業の見直しを含めた積極的な改善を行い、市民サービスを低下させることなく安定した市政運営を行うことを基本的な考え方として、予算編成をいたしました。

それでは、令和4年度の重点施策として進めてまいります主な事業の概要につきまして、ご説明いたします。

令和4年度につきましては、将来都市像を実現するための具体的な施策である基本構想の8つの街づくりの分野ごとに、様々な事業を計画的に進めてまいります。各事業の中で特に「新型コロナウイルス感染症対策」、「通学路交通安全対策」、「子育て支援対策」の3つを重点施策と定め、取り組んでまいります。

まず1つ目に、「新型コロナウイルス感染症対策」でございます。

我が国では、新型コロナウイルス感染症の最初の感染者が確認されてから2年が経過いたしました。また、新たな変異株であるオミクロン株の出現により、感染者数が急激に増加しており、いまだ予断を許さない状況でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、収入が減少し生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付を行ってきたところでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、総合支援金の再貸付が終了するなどにより、利用できない世帯等に対し、就労による自立支援を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護受給につなげるために、自立支援金の支給を行う費用を計上いたしました。

また、ファミリーサポートセンター、児童クラブ、保育施設、中央公民館、図書館、スポーツプラザ等を利用する子どもたちや保護者、職員等への新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、消毒液やパーティション等の感染症対策用品の購入費用や検診時の感染を防ぐための消毒液の購入費用、また、落花生まつりやピーナッツ駅伝などのイベント開催時の感染拡大を防ぐための消毒液等の購入費用などを計上いたしました。

さらには市立保育園や小学校の和式トイレを洋式化とすることにより、感染症の拡大防止を図ってまいります。

今後も市民の皆様の命と暮らしを守る各種施策につきましては、継続して実施してまいります。

また、新型コロナワクチン追加接種につきましても、接種日時を指定して接種券の発送を順次進めており、指定期日より先行して接種を希望する方には2月6日から先行接種を開始したところでございます。

3回目のコロナワクチン接種を希望する市民の皆様に対し、速やかに接種ができるよう、今後も関係機関と連携して、接種体制の強化に努めてまいります。

2つ目に「通学路交通安全対策」についてでございます。

昨年、本市で発生した大変痛ましい事故を受け、保護者や地域の方のご意見を伺いながら、市教育委員会、学校管理職、佐倉警察署、県印旛土木事務所、市関係職員が連携して、「抜け道」や「見通しがよい道」なども対象とした緊急一斉点検を実施した結果、危険箇所として挙げられた150か所につきましては、昨年より外側線やグリーンベルトの新規設置や引き直し、注意喚起看板の設置など、子どもたちが安全・安心に登下校できるよう、安全対策を進めているところでございます。

令和4年度は、昨年に引き続き児童・生徒が安全・安心に登下校できるよう、通学路の安全を確保するため、通学路の歩道整備、道路改良工事など道路整備に係る費用を計上したほか、ランドセルカバーなどの交通安全対策用消耗品の購入費用や交通事故防止施設等の整備として、交通事故の危険性が高い箇所に注意喚起看板設置、カーブミラーの設置費用などを計上いたしました。

また、速度規制の検討、横断歩道や信号機の設置、道路や踏切の拡幅、交差点改良など、警察署やJR、地権者との協議などが必要となるものにつきましても、整備計画を立て、しっかりと進めてまいります。

八街市の未来を担う子どもたちの安全・安心のため、今後も着実に通学路の安全対策を進めてまいります。

さらに、朝陽小学校では、事故後の子どもたちへの心理的ケアのためのスクールバスの運行を継続いたします。また、市内小学校で唯一、5年生から自転車通学を行っていた二州小学校につきましても、スクールバスを継続して運行する費用を計上し、安全対策の手段として、その運行の効果や可能性について引き続き検証してまいります。

通学路を含めた市内の道路安全対策を推進するにあたっては、昨年9月に設置した「八街市道路安全対策推進協議会」において、ETC2.0のデータを活用した交通実態分析や交通安全対策の検討など、千葉工業大学創造工学部都市環境工学科の赤羽教授や国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所小島所長をはじめとするアドバイザーから必要な指導や助言をいただきながら、道路の安全対策を着実に進めてまいります。

飲酒運転による事故の根絶に向けた取組については、昨年9月1日に「八街市飲酒運転根絶宣言」を行い、八街市全体で「飲酒運転をしない・させない・許さない」という飲酒運転根絶の気運の醸成を図り、ドライバーの交通マナーの向上に努めてまいりました。

令和4年度につきましても、飲酒運転根絶に係るチラシ、ステッカー、懸垂幕等の作成やアルコールが運転に及ぼす影響や重大事故に直結する危険性などの周知を図り、飲酒運転の根



絶を目指します。

飲酒運転は「故意」であり、自分の意思や周囲の人の協力で防ぐことができるものです。繰り返しとなりますが「飲酒運転をしない・させない・許さない」という強い信念の下、佐倉警察署や市民の皆様のお力をいただきながら、飲酒運転根絶に向けた取組を進めます。

そのほか市民の皆様のお力による経済活動を支える交通アクセスの整備は、大変重要な要素の1つと考えており、現在進めております住野交差点改良工事におきましても、令和5年度中の完了を目途に整備が進められており、加えて佐倉インターチェンジにアクセスする道路整備につきましても、千葉県印旛土木事務所と連携し、関係者のご理解、ご協力をいただきながら着実に進め、市民の皆様のご利便性の向上を図ってまいります。

3つ目に「子育て支援策」についてでございます。

昨年4月に本市初の子育て支援の拠点として、児童館「ひまわりの家」が中央公園の隣接に開館するとともに、老人福祉センター「ゆうゆう」がリニューアルオープンいたしました。両施設は、八街市社会福祉協議会を指定管理者として定め、民間による施設の管理運営によって、中央公園を核とした新たな賑わいの場として、子どもたちとお年寄りの異世代間交流が行われるなど、これまでにない柔軟な施設の運営が行われております。

令和4年度につきましては、少子化による人口減少に歯止めをかけていくため、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

その1つとして、子育て家庭の働きと子育ての両立を支援するため、保育施設等の待機児童解消対策を進めてまいります。昨年4月に私立八街泉こども園が開園したことに伴い、年度当初の待機児童数はゼロとなりました。しかしながら、家族形態の変化による核家族化の進展や女性の社会進出が増加する中で、今後も保育を必要とする家庭の増加が見込まれるため、新たに小規模保育事業所1園の施設整備事業費を計上し、保育枠の拡大を図り、子育て家庭の支援を進めます。

また、小学生の子を持つ保護者が安心して就労できるよう、児童クラブの施設整備費を計上いたしました。これまで学校から離れた場所に設置されておりました八街児童クラブ、八街北児童クラブを実住小学校、八街北小学校、八街東小学校内に移設、増設してまいります。さらに八街北児童クラブの定員の増を図るなど、児童の放課後の生活の場として、その健全な育成を図るとともに、保護者が安心して子育てができる環境づくりに努めます。

併せて、国の制度を活用して、私立保育園、私立こども園、放課後児童クラブ等に勤務する職員の処遇改善を図り、保育士不足等の解消に努めます。

コロナ禍において、家庭で過ごす時間が多くなり、児童虐待の増加が懸念されておりますことから、児童虐待の未然防止、再発時の迅速かつ適切な対応により、子ども及び家庭を総合的に支援するため、児童相談システムの導入費用を計上いたしました。

また、子どもが心身ともに健全に成長するように、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行い、必要なサービスへつなぎ、切れ目のない支援を行うため、「子ども家庭総合支援拠点」の整備費用を計上いたしました。

小さなお子さんの弱視の治療は、早期に始めるほど効果が高いと言われておりますが、自身の見え方をうまく伝えられないことがあるため、3歳児健康診査時に視覚異常を早期に発見し適切な治療につなげられるよう、屈折検査器具を購入する費用を計上し、弱視児の早期発見に努めます。

これら3つの重点施策に取り組みつつ、令和4年度は、行政サービスの向上と効果的な行政運営を目指して、市民の皆様に分かりやすく、効率的な組織体制を図るため、組織の見直しを実施いたします。

まず、庁舎1階の、来庁者の多い市民課、課税課、納税課、国保年金課を「市民部」に改めるとともに、来庁者の動線を考慮し、窓口の配置換えを行います。

総合保健福祉センター1階には、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課を「福祉部」に、子育て支援課と健康増進課を「健康子ども部」に改め、課の配置換えを行い、窓口のワンストップ化を目指します。

また、システム管理課内に「デジタル推進室」を設置し行政デジタル化を加速させるため、デジタル社会の実現に向けた行政のオンライン化・デジタル化を進め、市民サービスの向上を推進します。

さて、八街市は、平成4年4月に県下30番目の市として誕生し、本年は、4月に市制施行30周年を迎える節目の年となります。

しかしながら、本市を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進展や気候変動による大規模な自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症の蔓延など、これまでに経験したことのない多くの課題に直面しております。

このような厳しい状況でございますが、今後も市長として多くの市民の皆様の声を拝聴し、これまでの重点施策を着実に前進させ、市民の皆様へ寄り添った事業を積極的に実施していくことで、住んでよかったと思える街づくりをしっかりと進めてまいりますので、改めまして市民の皆様並びに議員各位の一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。令和4年度の市政運営方針といたします。

それでは、提案いたしました各議案についてご説明申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、諮問2件、人事案件1件、条例改正6件、令和3年度各会計補正予算、令和4年度各会計予算の、合計22件でございます。

まずは、議案第2号を除く諮問2件、議案19件についてご説明申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

これは、瀬山昭二氏の任期が令和4年6月30日で満了することに伴い、引き続き同氏を再任することについて議会の意見を求めるものでございます。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

これは、大木眞理子氏の任期が令和4年6月30日で満了することに伴い、後任に三浦亮子氏を選任することについて議会の意見を求めるものでございます。

議案第1号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

これは、安藤豊一氏の任期が令和4年3月9日で満了することに伴い、引き続き同氏を再任することについて議会の同意を求めるものでございます。

議案第3号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布され、令和4年度から未就学児の国民健康保険税均等割額を減額することとなったため、所要の改正を行うものでございます。

議案第4号は、八街市児童クラブの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、遠方の児童クラブへ通う児童の通所間の危険を回避するため、児童クラブの場所を、実住小学校、八街北小学校については学校内へ、八街東小学校については、学校内及び八街第一幼稚園へ移設するために、所要の改正を行うものでございます。

議案第5号は、八街市交通安全条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、八街市行政組織条例及び八街市教育委員会行政組織規則の改正に伴い、八街市交通安全対策会議を組織する人数の変更及び新たに教育長を副会長に選任するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第6号から議案第11号までは、令和3年度八街市一般会計及び特別会計の補正予算でございます。

議案第6号は、令和3年度八街市一般会計補正予算（第11号）についてです。

国の補正予算に伴う国庫補助金を活用した通学路交通安全対策に係る道路整備事業費や小中学校ICT環境整備事業の計上、その他執行見込額の精査や財源調整に伴う予算額の整理を行うことにより、既定の予算から、3億261万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を262億2千353万5千円とするものです。

歳入の主なものとしましては、国の補正予算に伴う国庫支出金や再算定による地方交付税が増となる一方で、財政調整基金繰入額や臨時財政対策債が減額となります。

また、歳出の主なもののうち増額につきましては、国の補正予算を活用した、通学路交通安全対策に係る道路整備事業費や小中学校ICT環境整備事業費、また、社会保障・税番号制度関連事務費、児童クラブ管理運営費やごみ焼却施設基幹的設備改良事業費などでございます。

減額につきましては、生活困窮者自立支援事業費や児童手当及び児童扶養手当支給費のほか、新型コロナウイルス感染症による事業中止や各事業費の執行見込みによる精算などでございます。

継続費の補正は、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業費の年割額の変更でございます。

繰越明許費の補正は、道路整備事業費など13事業を追加するものです。

地方債の補正は、都市計画道路整備事業など2件の廃止、道路改良事業など6件の限度額の変更を行おうとするものであります。建設地方債が2億2千380万円の増額、臨時財政対

策債が2億6千730万円の減額により、4千350万円減の19億5千590万円となります。

議案第7号は、令和3年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

保険給付費の見込みに伴う財源の調整などにより、補正前の額から4億5千337万8千円を増額し、補正後の額を89億1千803万円とするものです。

議案第8号は、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。

後期高齢者医療広域連合への納付金の減額などにより、補正前の額から486万6千円を減額し、補正後の額を7億3千246万8千円とするものです。

議案第9号は、令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

地域介護・福祉空間整備補助金の追加募集案件がなかったことによる減額などにより、補正前の額から1千156万8千円を減額し、補正後の額を50億7千121万5千円とするものです。

議案第10号は、令和3年度八街市下水道事業会計補正予算についてです。

収益的収入では、特別利益など4千861万2千円を増額、収益的支出では、流域下水道維持管理負担金など205万7千円を減額、資本的収入では、国の補正による追加など1億1千911万3千円を増額、資本的支出では、業務委託など1億1千926万1千円を増額するものです。

議案第11号は、令和3年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

収益的支出では、人件費61万9千円を増額、資本的収入及び資本的支出において、事業執行の延期により、減額するものです。

議案第12号から議案第17号までは、令和4年度八街市一般会計及び特別会計等の当初予算であります。

令和4年度当初予算につきましては、いまだに猛威を振るう新型コロナウイルス感染症による影響が不透明であるなか、現状のサービスを低下させることなく、健全な財政運営と持続可能な財政の確立を目指し、限られた財源を有効かつ効果的に配分することを念頭に編成させていただきました。

市内通学路等の安全対策、そしてコロナ対策を最優先とした上で、八街市総合計画2015に掲げました将来都市像の実現に向け、登載した各施策を着実に推進していくものとしております。

この結果、一般会計の規模は236億9千万円となり、令和3年度当初予算と比較いたしますと、7.5パーセント、16億6千万円の増となっております。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計など5会計の総額は167億4千939万3千円でありまして、一般会計を含めた全会計の合計は4.5パーセント、17億5千654万4千円の増となっております。

以下、会計ごとのその概要を申し上げます。

議案第12号は、令和4年度八街市一般会計予算であります。

歳入予算から申し上げますと、市税収入は74億3千943万2千円、前年度と比較いたしますと2.0パーセント、1億4千506万2千円の増となっております。

これは、市たばこ税の減に対して、市民税、軽自動車税が増額となったものであります。

地方交付税など国や県からの各種交付金につきましては、地方消費税交付金や地方交付税の増加などにより、前年度と比較し、5億1千400万円の増を見込んでおります。

国庫支出金は、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業の補助金等が増額となったことなどから、2億1千538万7千円の増、県支出金は、障害児通所給付費負担金や子どものための教育・保育給付交付金の減額などにより、1千130万4千円の減額となっております。

繰入金は、財政調整基金などからの繰入れであります。前年度比31.9パーセント、1億8千312万8千円増の7億5千668万2千円を計上いたしました。

市債は、臨時財政対策債は減額しておりますが、総務債、衛生債などの増により、前年度比29.5パーセント、5億3千880万円増の23億6千560万円となっております。

次に、歳出予算について申し上げます。

歳出面で構成比の高いものとしたしましては、民生費の42.6パーセント、次いで衛生費の16.0パーセント、教育費の10.3パーセント、総務費の9.4パーセントとなっております。

総務費は22億1千577万4千円で、前年度比17.0パーセント、3億2千120万1千円の増となっております。

これは、庁舎照明設備のLED化工事などによるものであります。

民生費は101億2千356万6千円で、前年度比1.1パーセント、1億1千49万3千円の増となっております。

これは、市内に新設されます私立小規模保育園の施設整備に対する助成や公立保育園6園の照明LED化工事費、また、障害者自立支援給付事業費などによるものであります。

衛生費は37億8千515万3千円で、前年度比51.6パーセント、12億8千906万8千円の増となっております。

これは、令和3年度から始まりました、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業の増などによるものであります。

教育費は24億3千332万9千円で、前年度比2.8パーセント、6千513万4千円の増となっております。

これは、通学路安全対策事業費のほか、笹引小学校の浄化槽の改修工事、スポーツプラザ照明LED化及びアリーナ床改修工事費、また、給食設備の更新などによるものであります。

債務負担行為は、戸籍システムの賃貸借など14件を設定いたそうとするものであります。

地方債は、ごみ処理施設整備事業など21件の限度額等を定めようとするものであります。

なお、令和3年度、国の補正予算に伴う国庫補助金の関係で、小学校トイレ改良工事や幼稚園照明LED化工事、通学路等の道路整備事業などを繰越事業として進めてまいります。

議案第13号は、令和4年度八街市国民健康保険特別会計予算でありまして、国民健康保険

の被保険者数は減少しているものの、保険給付に要する経費の増などにより、前年度比0.9パーセント、7千861万2千円増の8億4千361万7千円を計上いたしました。

議案第14号は、令和4年度八街市後期高齢者医療特別会計予算でありまして、千葉県後期高齢者医療広域連合への納付金等の経費といたしまして、7億7千3万4千円を計上いたしました。

被保険者数の増加に伴う保険料納付金の増により、前年度比4.4パーセント、3千270万円の増となっております。

議案第15号は、令和4年度八街市介護保険特別会計予算でありまして、介護サービスまたは介護予防サービス等保険給付費の計上などにより、前年度比0.2パーセント、823万6千円の減となっております。

議案第16号は、令和4年度八街市下水道事業会計予算でありまして、収益的収入といたしまして7億9千898万9千円、収益的支出といたしまして7億2千415万円、資本的収入といたしまして1億6千919万4千円、資本的支出といたしまして4億1千814万9千円を予定しております。

主な事業といたしましては、汚水枝線整備工事、公共汚水柵設置工事、マンホール蓋交換工事などです。

議案第17号は、令和4年度八街市水道事業会計予算でありまして、収益的収入といたしまして12億1千442万2千円、収益的支出といたしまして10億2千74万8千円、資本的収入といたしまして1億9千177万3千円、資本的支出といたしまして4億5千702万9千円を予定しております。

主な事業といたしましては、水道管の更新工事などの建設改良工事です。

議案第18号は、八街市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、八街市行政組織条例の改正に伴い、八街市防災会議を組織する人数の変更をする必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

議案第19号は、令和3年度八街市一般会計補正予算（第12号）についてでございます。

この補正予算は、昨年12月定例会の補正予算において可決いただき、既に支給しております子育て世帯への臨時特別給付金について、所得制限により給付の対象とならない世帯への給付費を計上するほか、執行見込みに基づく減額により、既定の予算に50万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を262億2千403万7千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金として、財政調整基金繰入金50万2千円の増、歳出につきましては、民生費として、子育て世帯への臨時特別給付金に要する経費として4千792万円の増、商工費として4千583万4千円、消防費として158万4千円を執行見込みに基づき、それぞれ減額するものでございます。

繰越明許費につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金について、年度内に支給が見込めない100万2千円について追加するものでございます。

議案第20号は、八街市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

てでございます。

これは、行政手続の簡素化などを目的に、職員の採用時におけるサービスの宣誓について、任命権者の対面による署名及び押印を不要とするため、所要の改正をしようとするものでございます。

以上で、議案第2号を除き、提出いたしました議案の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、可決くださるようお願いを申し上げます。

**○議長（鈴木広美君）**

次に、議案第2号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山口孝弘議員、林修三議員、山田雅士議員、小川善敬議員の退場を求めます。

それでは、議案第2号の提案理由の説明を求めます。

**○市長（北村新司君）**

それでは、提案いたしました議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、消防団の確保に向けた待遇改善策として、消防団員の年額報酬の引上げ及び出動手当を「出動報酬」に改め、その単価の引上げを行うため、所要の改正を行うものでございます。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、可決くださるようお願いを申し上げます。

**○議長（鈴木広美君）**

以上で議案第2号の提案理由の説明が終わりました。

山口孝弘議員、林修三議員、山田雅士議員、小川善敬議員の入場を許します。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について及び議案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木広美君）**

ご異議なしと認めます。諮問第1号、諮問第2号及び議案第1号は、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について及び議案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して直ちに採決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。諮問第1号、諮問第2号及び議案第1号は、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

失礼いたしました。ただいまの内容につきまして、訂正をさせていただきます。

それでは、最初に、諮問第1号及び諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものです。

お諮りします。この件について、直ちに意見を決定したいと思います。諮問第1号、人権擁護委員候補者を市長の推薦のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。諮問第1号は、市長の推薦のとおり、適任と認めることに決定いたしました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者を市長の推薦のとおり、適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。諮問第2号は、市長の推薦のとおり、適任と認めることに決定いたしました。

次に、議案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

この議案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。議案第1号は同意することに決定いたしました。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

（休憩 午前10時53分）

（再開 午前11時03分）

○議長（鈴木広美君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、議案第19号、令和3年度八街市一般会計補正予算を議題といたします。

お諮りします。議案第19号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、これから質疑、討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第19号に対する質疑を行います。1人当たりの質疑時間は40分とし、



質疑回数の制限は設けません。

それでは、質疑を許します。質疑はありませんか。

**○丸山わき子君**

それでは、質問させていただきます。

コロナ対策地方創生臨時交付金、これを大いに活用するという立場に立って、臨機応変な対応をされたということは高く評価したいというふうに思います。

それで、今回は4千780人分ということで予算計上がされております。子育て支援という立場に立たれたという点では、本当に各世帯では大変うれしい、そういう内容であるというふうに思うわけなんです。今、子育てとなりますと、高校生、大学生までが子育ての状況であろうと。特に大学生は、このコロナ禍でバイトができないというようなことがあります。やはり大学生も支援する必要があるんじゃないかなというふうに思うわけなんです。そういった点で、こういった高校生、大学生までの支援ということは検討されなかったのかどうか、その辺について1点お伺いしたいと思います。

**○市民部長（吉田正明君）**

今回補正で提案させていただきましたのは、国がやっております子育て世帯の臨時特別給付金、これに倣って、所得制限が入っているということで、支給されない子育て世帯が生じてしまうといったことから、全ての子どもたちをひとしく応援をしていくということで、今回補正の方を提案させていただきました。

今ご指摘の大学生につきましては、今回、支給対象という部分には含めてはおりませんけれども、今後、また新たに国の方から交付金の方も来るかと思っておりますので、そういった中でどういった支援ができるのかということにつきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

**○丸山わき子君**

ぜひ、高校生、大学生も対象とする、そういった施策も今後検討していただきたい。このことをお願い申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

**○議長（鈴木広美君）**

ほかに質疑はございませんか。

ちょっとお待ちください。今、消毒いたしますので。

**○桜田秀雄君**

それでは、若干お伺いをいたします。

ただいま評価をするという声がありました。これ、市独自ということでございますけれども、周辺市町村の状況はどのようになっていますか。

**○市民部長（吉田正明君）**

今回の、うちの方で出させていただいた、こういった所得制限にかかっている、国の方の給費の対象外のお子さんにも給付するというのは、近隣の市町村の方でも同様に事業化をされているというように聞いております。

**○桜田秀雄君**

ということは、国の政策は過ちであったと、このように評価をして、市として独自に漏れた人たちに対して支援をするんだと、そういう考えですか。

**○市民部長（吉田正明君）**

過ちといいますか、国の方で当初この給付対象としておりました世帯というのがいわゆる児童手当を中心に考えておりました、所得制限がかかっていたということの中から、そういうことではなくて、やはり今こういったコロナ禍の影響が長期化する中において、ひとしく子どもたちを支援していこうということの中で、あえて所得制限にかかっている世帯も含めた中で、その給付金を支給していくべきではないのかというところで、多くの自治体と同じような施策を行っている。国の施策が間違っている、間違っていないというのをここで論じるのはどうかと思いますけれども、基本的にそういった考え方の中で、多くの市町村が所得制限を撤廃した中での事業化に進んできたものというふうに理解しております。

**○桜田秀雄君**

所得制限が一般的に960万円と報道されておりますけれども、各家庭の事情、状況によって、これは変わると言うんですね。国の決まった方針ですから、どうこう言うつもりはありませんけれども、年間960万円ということは、月収にすると約80万円。市民の間には、月収80万円、八街では80万円以上もらっている人は多分市長ぐらいかなと思うんですけども、なぜそういう子育て世帯に税金を使わなくちゃいけないんだと、こういう議論も、あることはあります。市独自の支援ということですが、財源が国県支出金にありますけれども、この財源の名称はどのようなものでしょう。

**○総務部長（會嶋禎人君）**

これは、以前から、新型コロナウイルス感染症の関係でいただいております、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを財源としておりました、商工の関係と防災とで減額しておりますが、今までやって充当していた財源を、事業費が精算されたことによって、財源がそこで余りが生じますので、それをこちらで振り替えて使うというような予算を今回は計上しております。

**○桜田秀雄君**

これ、支給方法はどのように考えていますか。

**○市民部長（吉田正明君）**

支給の方法ですが、今日、この議案の方、議決をいただければ、今週末にはその児童手当の特例給付の受給者の方、あるいは公務員、また高校生のいる家庭、申請が必要となる家庭に、その辺のチラシあるいは申請書等々を郵送させていただきまして、特に受給拒否の申出がないということであれば、早ければ3月11日ぐらいをめどに振込ができるように事務の方を進めていきたいというふうに考えております。

**○桜田秀雄君**

ある有名な評論家というか、そういう方は、これはうちはやらないよという人もいらっしゃる

いましたけれども、八街ではそういうことはないと思うのですが、なるべく早くお届けできるように、事務の進めを進めていただきたいと、このことをお願いして終わります。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

議案第19号、令和3年度八街市一般会計補正予算について討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第19号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。議案第19号、令和3年度八街市一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、予算審査特別委員会の設置及び付託を議題といたします。

お諮りします。議案第12号は19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置して、これに付託し、審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。予算審査特別委員会を設置して、これに付託し、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により議長から指名いたします。委員は配付してあります名簿のとおり、19名を指名いたします。

これからしばらく休憩し、予算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選を行いますので、委員の皆様は議員控室にお集まりください。しばらく休憩いたします。本会議再開時刻につきましては、事務局よりご連絡いたします。それでは、お願いいたします。

（休憩 午前11時15分）

（再開 午前11時28分）

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開いたします。

正副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に小菅耕二議員、同副委員長に木内文雄議員、以上のとおり決定いたしました。

議案第12号を、配付の議案付託表のとおり、予算審査特別委員会に付託し、開催日の通知といたします。

日程第6、休会の件を議題といたします。

明日16日から17日の2日間を、議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。16日から17日の2日間を休会することに決定いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

2月18日は午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様申し上げます。2月17日午前9時から全員協議会を開催し、新年度予算事業費説明会を行います。3月1日に議案第12号を除く議案に対する質疑を予定しておりますので、質疑のある方は22日午後1時までに通告書を提出するよう、お願いいたします。

なお、所属する常任委員会の所管する議案については、質疑を避けるよう、お願いいたします。

この後、広聴広報特別委員会を開催しますので、関係する議員は本会議場にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時30分)

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 議案の上程  
諮問第1号から諮問第2号  
議案第1号、議案第3号から議案第20号  
提案理由の説明  
議案第2号  
提案理由の説明  
諮問第1号から諮問第2号  
議案第1号  
質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決
4. 議案第19号  
質疑、委員会付託省略、討論、採決
5. 予算審査特別委員会の設置及び付託
6. 休会の件

- .....
- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について  
議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
議案第2号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第3号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第4号 八街市児童クラブの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第5号 八街市交通安全条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第6号 令和3年度八街市一般会計補正予算について  
議案第7号 令和3年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について  
議案第8号 令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について  
議案第9号 令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算について  
議案第10号 令和3年度八街市下水道事業会計補正予算について  
議案第11号 令和3年度八街市水道事業会計補正予算について  
議案第12号 令和4年度八街市一般会計予算について  
議案第13号 令和4年度八街市国民健康保険特別会計予算について  
議案第14号 令和4年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第15号 令和4年度八街市介護保険特別会計予算について

- 議案第 16 号 令和 4 年度八街市下水道事業会計予算について
- 議案第 17 号 令和 4 年度八街市水道事業会計予算について
- 議案第 18 号 八街市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 令和 3 年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第 20 号 八街市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について